

水資源開発基本計画の概要

令和4年3月8日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

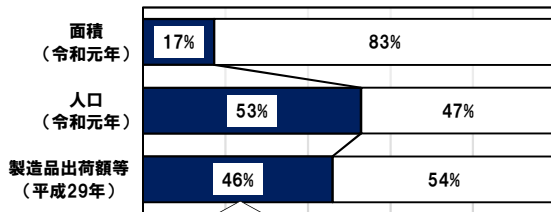
水資源開発基本計画

水資源開発基本計画

水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、我が国の産業と人口の約5割が集中する全国7つの水系において決定されている。〔根拠法令：水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第4条〕

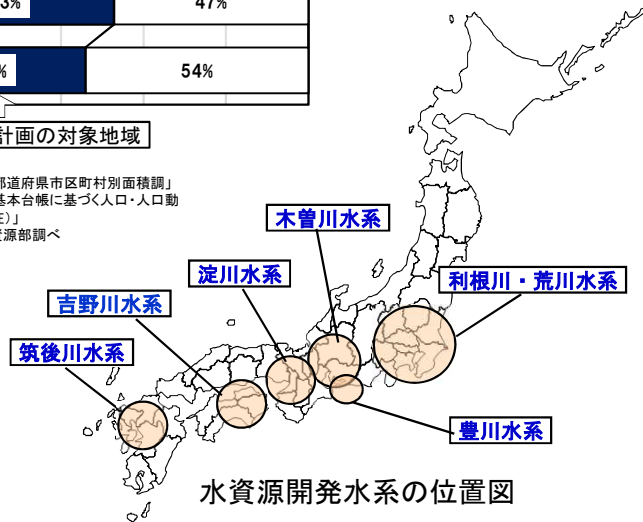
- 【記載内容】
- ①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
 - ②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
 - ③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

全国の面積・人口・製造品出荷額等に占める水資源開発基本計画の対象地域の割合



水資源開発基本計画の対象地域

(出典)
 ・面積：国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」
 ・人口：総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」
 ・製造品出荷額等：国土交通省水資源部調べ



各水系の水資源開発基本計画の概要【令和4年3月時点】

	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曾川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	令和3年5月 (6次計画)	平成18年2月 (2次計画) -平成27年12月 一部変更	平成16年6月 (4次計画) -平成30年3月 一部変更	平成21年4月 (5次計画) -平成28年1月 一部変更 (6次計画策定中)	平成31年4月 (4次計画)	平成17年4月 (4次計画) -令和3年8月 一部変更
目標年度	令和12年度を目途	平成27年度を目途	平成27年度を目途	平成27年度を目途	令和12年度を目途	平成27年度を目途
水資源開発基本計画掲 上事業						
完了した事業※ (改築事業を除く)	26事業	1事業	8事業	12事業	7事業	12事業 (ただし、概成の1事業を 含む)
実施中の事業	5事業	2事業	2事業	2事業	2事業	1事業
水の供給量もしくは 供給区域を変更 する事業	● 思川開発事業 ● 霞ヶ浦導水事業	● 設楽ダム建設事業 ● 豊川用水二期事 業	● 木曾川水系連絡 導水路事業	● 川上ダム建設事業 ● 天ヶ瀬ダム再開発 事業		
水の供給量及び 供給区域の変更を 伴わない事業 (包括掲上)	○ 利根導水路大規模地震 対策事業 ○ 成田用水施設改築事業 ○ 藤原・奈良俣再編ダム再 生事業		○ 愛知用水三好支 線水路緊急対策事 業		○ 早明浦ダム再生事 業 ○ 香川用水施設緊 急対策事業	○ 福岡導水施設地 震対策事業

※国及び独立行政法人水資源機構等が実施した事業で、新たな水資源開発を行った事業。

水資源開発基本計画の見直しについて

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、水資源開発基本計画（フルプラン）に基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度より国土審議会水資源開発分科会での議論が本格化。
- 平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手。

平成27年3月の答申

『今後の水資源政策のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H25.10.22諮問
H27. 3.27答申

- ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源施策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』

～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ～

平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H28.12.22諮問
H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ新たなフルプランの策定指針を示したもの
新たな水資源開発基本計画のあり方

1. **水供給を巡るリスクに対応するための計画**
発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. **水供給の安全度を総合的に確保するための計画**
不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価
地域の実情に即した取組を着実に推進
3. **既存施設の徹底活用**
大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. **ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**
水供給の全体システムとしての機能を確保するため、
ハード対策とソフト対策を一体的に推進

フルプランの全部変更~~に~~着手

- ・吉野川水系を先行水系として計画の見直しに着手し、新たな計画を平成31年4月に閣議決定・国土交通大臣決定
- ・続いて、利根川・荒川水系の計画の見直しに着手し、新たな計画を令和3年5月に閣議決定・国土交通大臣決定
- ・令和3年6月より淀川水系の計画を見直し中（令和4年2月に国土審議会答申）